

求人広告に関するトラブルについての会長談話

最近、当会管内の事業者が、インターネット上に求人広告を掲載することに関して掲載料の支払いをめぐってトラブルになるケースが見られます。

よく見られるケースは、事業者が電話やFAXなどで、無料でインターネット上に求人広告を掲載しないかとの勧誘を受け、一定期間の掲載の後に、契約上は一定期間の掲載後は有料になると定められているなどの理由により、掲載料を請求されるというものです。

契約に基づき掲載料の支払義務があるかどうかについては、契約が成立しているかどうか、また契約が成立しているとしても錯誤などの契約の無効・取消原因が存在しないかなどなどの判断によりますが、それは当事者間で作成した契約書などの書面やメールなどの内容や口頭での説明内容などのそれぞれの事案における事情により結論が異なります。

広告掲載の勧誘を受けた場合には、書面や口頭説明などの内容を十分吟味し、契約を結ぶ意思がないのにその意思があるような書面を提出するなどしたり、あるいは、意図しない内容の契約を結ぶことにならないように注意して下さい。

また、トラブルに巻き込まれた場合には、お早めに弁護士にご相談下さい。

当会は、中小企業向け相談窓口である「ひまわりほっとダイヤル」（全国共通電話番号0570-001-240）に対応しており、当会管内より電話をしていただくと、相談に対応する当会所属の会員を紹介します。初回相談の最初の30分間は相談料が無料となります、是非ご利用下さい。

2019年（令和元年）6月18日

釧路弁護士会

会 長 荒 井 剛